

## 第 1009 回教育委員会 会議録

平成 27 年 3 月 25 日

10:00~11:10

### ①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1009 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、菊川委員と小嶋委員を指名いたします。

### ③会期の決定

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

<長南委員長> これより議事に入ります。

### ④議 事

<長南委員長> それでは、関連する議案となりますので、議第 1 号「山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の設定について」、議第 2 号「山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則の設定について」、議第 3 号「山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」総務課長より一括して説明願います。

<総務課長> ≪ 議第 1 号、議第 2 号、議第 3 号 説 明 ≫

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、議第 1 号から議第 3 号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第 1 号から議第 3 号は、原案のとおり可決いたします。

- <長南委員長> 次に、議第4号「山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、議第5号「山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」、議第6号「山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して総務課長より説明願います。
- <総務課長> ≪ 議第4号、議第5号、議第6号 説明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第4号から議第6号については、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第7号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について」、議第8号「山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より一括して説明願います。
- <総務課長> ≪ 議第7号、議第8号 説明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <小嶋委員> 少しわかりにくいのですが、補助執行についてももう少し詳しく説明してください。
- <総務課長> 例えば、公有財産の取得や処分については知事の権限になり、知事名で事務を執行することになります。本来は知事部局の職員がその仕事を行うわけですが、学校用地として取得したい場合、用地交渉をするのは、実際は教育委員会の職員が、知事の補助執行として行っています。ですので、知事部局の公有財産規則においても、取得などは教育長が補助執行できるよう規定されていますし、教育委員会としても規則でそのように規定しているわけです。
- 一方、いままで教育長は教育委員会の事務を総括する立場であり、委員長が教育委員会を代表する立場でありました。ですので、委員長は知事と対等な立場であり、知事の権限に属する事務を委員長が補助執行することはできませんでした。今後、教育長が教育委員会の代表となりますので、その代表者である教育長に知事が補助執行しなさいと言うことはできなくなります。

- <小 嶋 委 員> 教育長に補助執行させることはできないので、その次である理事にさせるということですね。
- <菅野教育長> その他にもそのような仕事はたくさんあります。お金関係は、知事に権限があるわけですので、補助執行ということになります。それでは今後どうするのか、今後は私に決裁文書が回ってこなくなるのかということになります。私に権限がなくとも、回覧されてこないとまずいので、そこは工夫します。
- <総務課長> 契約の締結などは全て知事の権限になります。ところが、実際知事の権限だとすると、知事部局の職員が起案をしなければならないのですが、それは現実的ではないので、教育委員会の職員が起案して、教育長が専決で決裁していたところですが、理事が専決することになれば、教育長に書類が回覧されないこととなるのではないかと内部で話をしていたところです。
- <小 嶋 委 員> それはまずいですね。社長に書類が回ってこないということですからね。
- <総務課長> 権限上は理事にする必要がありますが、教育長には書類が回るよう工夫したいと考えております。
- <小 嶋 委 員> 取扱規程か何かで定めるということですか。
- <菅野教育長> 実質的な内規のようなもので定めるしかないと思います。法律的には、規則で定めてしまうと越権行為になるので、事務取扱のようなもので決める必要があると考えています。
- <長南委員長> ほかになければ、議第7号及び議第8号について、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第7号及び議第8号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第9号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。
- <総務課長> ≪ 議第9号 説 明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

- <長南委員長> 字句の話ですが、資料頁9-4にある、中高一貫校ではなく、中高一貫教育校ではありませんか。
- <総務課長> 高校再編整備計画では中高一貫教育校とありますので、確認したうえで、中高一貫教育校が正しければ、そのようにさせていただきたいと思います。
- <小嶋委員> 19条の改正についてですが、17条、18条にはどのように規定されているのですか。
- <総務課長> 17条、18条では職を規定しています。17条で、教育庁に理事及び教育次長をおく、18条で本庁の課に課長、課長補佐、係長をおくと規定しておりまして、19条ではその前2条で規定している職の職務を表の右の欄で規定しているものです。法律の趣旨にあわせて、職務代理の部分を削らせていただいています。
- <小嶋委員> 代理するということと、掌理するということとはどのように違うのですか。
- <総務課長> 現在、教育長がもし病気などで休まれた場合、教育長の事務執行の代理をするのは理事であったり、教育次長であったりします。法改正後は、代表者は教育長となり、教育長の職務代理者は委員のうちから、教育長が指名することとなりますので、理事、教育次長の職務から代理するという規定を削るものです。
- <小嶋委員> 教育長の仕事を代理するのは、その職務代理者だけということですね。
- <長南委員長> ほかになければ、議第9号について、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第9号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第10号「山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の制定について」、義務教育課長より説明願います。
- <義務教育課長> ≪ 議第10号 説明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第10号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第11号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長より説明願います。
- <スポーツ保健課長> ≪ 議第11号 説 明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第11号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第12号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。
- <教職員室長> ≪ 議第12号 説 明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <菅野教育長> すいません、委員長、議第11号と議第12号の附則が間違っておりますので、施行日を平成27年4月1日に訂正して、もう一度、議第11号の議決を取り直していただくようお願いします。
- <長南委員長> それでは、議第11号について、ただいま訂正あったとおり、平成27年4月1日を施行日として議決を取り直します。よろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> それでは、議第11号を訂正したうえで、可決いたします。
- <長南委員長> では、議第12号ですが、訂正して提案のあったとおり、平成27年4月1日を施行日として議決を取ります。よろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第12号は、提案のとおり可決いたします。

- <長南委員長> 次に、議第13号「山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。
- <教職員室長> ≪ 議第13号 説明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <小嶋委員> 社会福祉法人の理事についてですが、学校の先生の免許をもっているが、学校以外で仕事をしているからということですか。今までは、先生の免許を持っていても更新講習を受ける必要はなかったということでしょうか。
- <教職員室長> そうです。休眠状態で、免許は失効しないのですが、更新講習を新たに受けることで免許が復活するという、お休み状態となっています。
- <小嶋委員> 例えば、今までは社会福祉法人に勤めていて、学校に復帰したいという場合は、更新講習を受けなければ復帰できないということですか。
- <教職員室長> そうです。例えば免許を持っている主婦の方でも、必要がないということで、受講資格がなく、更新講習が受けられません。それに対して、このように規定することにより、社会福祉法人の理事も講習を受けることができるようになります。
- <小嶋委員> それでは、社会福祉法人の理事は受けられるようになっても、その他の人達はやはり受けられないということですか。
- <教職員室長> そうです。いままでは、認定こども園の教諭は免許を持っていますので、免許更新の義務があったのですが、片方の保育士さんは免許を持っていませんので、ばらばらな状態であり、それを管理する福祉法人の理事も受講対象外だったのですが、免許法が改正され、学校として認定こども園が位置づけられ、法人のトップである理事も受講の対象となりました。
- <小嶋委員> 免許を持っていないともできるが、免許を持っているので更新講習の対象として認めますということですか。
- <教職員室長> はい。受講の資格はありますので、受けたい方はどうぞ、という条件整備をするものです。
- <小嶋委員> 規定されている以外の方は受けられないということですか。

<教職員室長> | そうです。例えば、退職されて現在は自宅にいる方が、臨時の先生をしたいという場合は、講師として各教育事務所に登録してはじめて受講資格が与えられ、この資格をもって更新講習を受けて、免許が復活するということとなります。

<小嶋委員> | 例えば、来年度から復帰したいというような場合は、今年度に受講すれば、復帰も可能ということで、そんなに厳しいものではないということですね。

<教職員室長> | そうです。

<長南委員長> | ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> | 異議なし。

<長南委員長> | 御異議なしと認め、議第13号は、原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> | 次の議第14号は人事に関する案件となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各委員> | 異議なし。

<長南委員長> | 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第14号は秘密会にて審議 》

## ⑤閉 会

<長南委員長> | これで、第1009回教育委員会を閉会いたします。